

概要

被災者の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和○年○月から昭和○年○月までは断続的に船の機関士等として、昭和○年から平成○年までも断続的であったが、主に土木作業員として就労した。

平成○年○月○日に喘息症状が悪化し、○病院に入院し治療を受けていたが、平成○年○月○日、抗生剤やステロイドによる治療にもかかわらず傷病名「悪性中皮腫疑い」のまま死亡したものである。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の疾病は業務上の疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者の過去の職歴において、船員として働いていた事実が「船員被保険者記録」により明らかになったことから、被災者は、船員として働いていたときに石綿のばく露があったと思う。被災者は機関士だったので、船の機関室内で石綿にばく露したと思う。

被災者に発症した「中皮腫」は、この石綿ばく露が原因であり業務上の疾病であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「石綿による疾病の認定基準について」(以下「認定基準」という。)に基づき、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

○病院医師の意見書に記載されている「悪性中皮腫(疑)」の診断に関し、労災協力医より意見を徴したところ、「肺がん疑い」という所見がなされた。このため、確定診断を得るため、石綿確定診断委員会に診断依頼をしたところ、同委員会より「中皮腫及び原発性肺がんとは認められない。第1型以上の石綿肺及び胸膜プラークの所見も認められない。」旨の意見書が提出され、いずれの傷病についても確定診断は得られなかったものである。

本件については、被災者の石綿ばく露は不明であるが、中皮腫又は原発性肺がんとは認められないことから、傷病と業務との因果関係は認められず、不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

認定基準の判断要件に照らし、判断すると、次のとおりである。

(1) 中皮腫の確定診断等

労災協力医・石綿確定診断委員会の意見より、本症例は中皮腫と認められない。しかし、主治医は、「傷病名は肺癌疑い。悪性中皮腫である。画像上、縦隔肺癌も考えられる。」という最終的な意見であり、傷病名等において一見矛盾もみられるところであるが、労災協力医及び石綿確定診断委員会の意見は、中皮腫の確定診断に関し医学的根拠等において妥当性が認められることから、この主治医の意見を採用することは適当ではないと判断される。

以上のことから、本件の疾病は胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫とは認められない。

仮に本件の疾病が中皮腫であったとしても、主治医・石綿確定診断委員会ともに、石綿肺は認められないという意見であるため、また、石綿ばく露作業への従事及びその期間は特定できないため、認定基準で定める中皮腫とは認められない。

よって、いずれにしても主治医の意見書に記載されている被災者の「悪性中皮腫（疑）」は認定基準に定める認定要件に該当しないことから、石綿ばく露による業務上の疾病とは認められない。

(2) 原発性肺癌の確定診断等

労災協力医は、「肺癌が疑われるが、その原因は不明である。現存する資料では、がんの可能性は高いということしか言えない。」と意見している。

主治医は、「傷病名は肺癌疑い、原発性は肯定。画像上、縦隔肺癌も考えられる。」と意見している。一方、石綿確定診断委員会は、「本症例は原発性と認めません。左主気管支の肺癌は疑わしいが、提出された医証からは確定診断はできない。」と意見している。

以上のとおり意見は異なるものの、複数の専門家で構成される石綿確定診断委員会の意見を支持するのが妥当であると判断されることから、本件の疾病は原発性肺癌とは認められないものである。

仮に本件の疾病が原発性肺癌であったとしても、主治医・石綿確定診断委員会も、石綿肺は認められないという意見であるため、また、主治医は、「胸膜プラーク・石綿小体・石綿繊維はなし。」、労災協力医も、「胸膜肥厚は認められない。」、石綿確定診断委員会も、「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）の所見を認めません。」という意見であるため、さらに、石綿ばく露作業への従事及びその期間は特定できないため、認定基準で定める原発性肺癌とは認められない。

よって、いずれにしても主治医の意見書に記載されている被災者の「肺癌疑い」は認定基準に定める認定要件に該当しないことから、石綿ばく露による業務上の疾病とは認められないものと判断する。

(3) じん肺

被災者は、断続的ではあるが、坑夫として就労していること等から、業務上のじん肺の合併肺癌に該当するか検討する。

本件の疾病について検討すると、エックス線写真の像は第1型以上であるとは認められず、じん肺管理区分の管理2、管理3及び管理4には該当しないことから、じん肺の合併肺がんとは認められない。

以上のことから、被災者に発症した疾病は業務の事由によるものとは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償一時金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。